

「三重県薬剤師確保計画（仮称）」（中間案）について

1 計画策定の経緯

令和3年6月に公表された「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ」では、薬剤師の従事先には地域偏在や業態偏在があり、特に病院薬剤師の確保が喫緊の課題であることが指摘されており、偏在の解消に向けた薬剤師確保の取組が重要となっています。また、厚生労働省から示された第8次医療計画作成指針においては、地域の実情に応じた薬剤師確保策の実施等が新たに規定され、当該指針に基づき、薬剤師確保に係る計画を策定することが求められています。

このような状況下、本県における薬剤師不足（特に病院薬剤師の不足）に対応し、地域の実情に応じた薬剤師の確保策を実施していくため、「三重県薬剤師確保計画（仮称）」を策定します。

2 計画（中間案）の概要

第1章 薬剤師確保計画の基本的事項

「薬剤師確保計画」は、医療法で策定を義務付けられたものではありませんが、本県における薬剤師不足の実情もふまえ、国から示されたガイドラインを活用し、医療計画の一部として策定します。

国から新たに示された、「薬剤師偏在指標」を活用し、一計画期間は3年間とし、最終目標年度は令和18（2036）年度とします。

第2章 三重県の薬剤師確保の現状

本県で従事する総薬剤師数は、薬学部誘致をはじめとした薬剤師確保の取組もあり、徐々に増加傾向となっていますが、令和2年の人口10万人あたりの薬局・医療施設に従事する薬剤師数は全国平均を大きく下回っている状況です。特に、病院と薬局との職域偏在（特に病院薬剤師の不足）が喫緊の課題となっています。また、東紀州地域では人口10万人対の薬剤師数が特に低いなど、二次医療圏間での地域偏在も課題となっています。

第3章 薬剤師確保計画の具体的事項

（1）区域単位

薬剤師偏在指標が、都道府県および二次医療圏単位でしか示されていないことをふまえ、本県の薬剤師確保計画においては、まずは二次医療圏を基本とした施策を策定することとします。

（2）薬剤師偏在指標

従来、地域ごとの薬剤師数の比較には、人口10万人対薬剤師数が一般的に用いられてきましたが、地域ごとの薬剤師業務に係る医療需要等を反映しておらず、薬剤師数の多寡を統一的・客観的に把握するための「ものさし」としての役割を

十分に果たしているとはいえないものでした。

今般、薬剤師確保計画ガイドラインの発出にあたり、全国ベースで薬剤師の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標として、「薬剤師偏在指標」が、国から新たに示されたことから、この指標を活用し、計画を策定します。

(3) 薬剤師少数区域、薬剤師多数区域等

薬剤師偏在の状況等に応じた実効的な薬剤師確保対策を進めるため、薬剤師偏在指標を用いて、二次医療圏のうちから薬剤師少数区域および薬剤師多数区域が設定され、これらの区域分類に応じて、本県において具体的な薬剤師確保対策を実施します。

また、都道府県間の薬剤師偏在の是正に向け、薬剤師少数都道府県および薬剤師多数都道府県が設定されます。

具体的には、最終的な目標偏在指標を1.0とし、目標偏在指標より偏在指標が高い二次医療圏及び都道府県を「薬剤師多数区域」及び「薬剤師多数都道府県」、低い二次医療圏のうち上位二分の一を「薬剤師少数でも多数でもない区域（中間区域）」及び「薬剤師少数でも多数でもない都道府県（中間都道府県）」、低い二次医療圏及び都道府県のうち下位二分の一を「薬剤師少数区域」及び「薬剤師少数都道府県」とします。

(4) 薬剤師少数スポット

ガイドラインにおいては、局所的に薬剤師が少ない地域を「薬剤師少数スポット」として定め、薬剤師少数区域に準じて取り扱うことができるとされていますが、設定の目安となる例示等がなく、また、現在想定している薬剤師確保策においても、設定の必要性がないことから、今期の計画においては、設定しないこととします。

(5) 薬剤師の確保の方針

薬剤師少数都道府県および薬剤師少数区域については、薬剤師の増加を確保の方針の基本とします。

少数でも多数でもない都道府県および少数でも多数でもない区域については、区域における実情をふまえ、必要に応じて、薬剤師多数都道府県および薬剤師多数区域の水準まで薬剤師の確保を行うこととします。

また、現在時点と将来時点の偏在指標を考慮した薬剤師確保策の実施を検討します。

(6) 目標薬剤師数

3年間の1計画期間中に、薬剤師少数区域が計画期間開始時の目標偏在指標以下区域の下位二分の一の基準を脱する（すなわち、中間区域の基準に達する）ために要する具体的な薬剤師数を、目標薬剤師数として設定し、計画開始時点の薬剤師数との差から要確保薬剤師数を算出します。

(7) 二次医療圏ごとの薬剤師確保対策

人口推計や薬剤師偏在指標等をふまえ、二次医療圏ごとの薬剤師確保の方針等を定めます。

(8) 目標を達成するための施策等

薬剤師の奨学金返済支援制度の創設や潜在薬剤師の復帰支援などの薬剤師確保の効果が比較的短期間で得られる施策と、薬剤師を職業として選択するための小中高生への啓発やキャリアプランの実現・やりがいを感じられる業務実現のための支援などの薬剤師確保の効果が得られるまでに時間のかかる長期的な施策を組み合わせて、関係団体等と連携して取り組みます。

第4章 薬剤師確保計画の効果の測定・評価

計画終了年度において、活用可能な最新データから、国において、薬剤師偏在指標が算出される予定であることから、これに基づいて測定・評価を行います。

薬剤師確保計画の効果測定・評価の結果については、三重県薬事審議会等において協議を行い、次期薬剤師確保計画の策定・見直しに反映させます。

3 現計画からの主な変更点等

現行の第7次医療計画においては、医療計画本冊において、薬剤師確保にかかる計画を策定していましたが、国から「薬剤師確保ガイドライン」が示されたことから、医療計画の一部として別冊にて策定することとし、医療計画本冊における具体の記述は省略します。